



平成 23 年 3 月 17 日

各 位

会 社 名 新立川航空機株式会社
代表者名 代表取締役社長 石戸敏雄
(コード番号 5996 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役 山本重年
(TEL. 042-529-1111)

当社第 75 回定時株主総会決議取消訴訟について **訴えの取下げによる訴訟の終了のお知らせ**

当社は、平成 21 年 9 月 18 日付けで当社株主より、平成 21 年 6 月 24 日開催の当社第 75 回定時株主総会の決議取消訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起されておりましたが、平成 23 年 3 月 10 日付の原告株主からの訴えの取り下げにより、本訴訟は終了いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 訴訟を取下げた株主（原告株主）

- | | | |
|-------|---|---------------------------------------------|
| (1) 商 | 号 | ロイヤル バンク オブ カナダ トラスト カンパニー(ケイマン) リミテッド |
| 所 | 在 | 地 英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1110 |
| | | ジョージ・タウン、シェパソン・ロード 24、私書箱 1586 |
| (2) 商 | 号 | エフィツモ キャピタル マネジメント ピーティーイー エルティティーイー |
| 所 | 在 | 地 049705 シンガポール、セシルストリート 20、エクイティ・プラザ 14-01 |

2. 訴訟の概要

平成 21 年 6 月 24 日に開催された当社第 75 回定時株主総会において、石戸敏雄、山本重年、伊藤恭悟、荒井敏夫、筑紫賢二、塚原一男、瓦谷立身及び渡邊亘章を取締役に選任する旨の決議（以下「本決議」といいます。）に関し、原告株主から、決議の方法が法令に違反し取消事由が存在するとして本決議の取消しを求められておりました。

これに対し、当社は、本決議は適法かつ適正に行われたものであることを主張しておりましたところ、平成 23 年 3 月 10 日付で原告株主から訴えの取下書が提出されました。これにより、本訴訟は終了し、本決議は適法且つ有効に確定しました。

なお、本決議については、既に会社法に定める提訴期間が経過していることから、再訴の可能性はございません。

3. 今後の見通し

本訴訟の終了が、今期の業績に与える影響はございません。

以上